

岡山県公報

発行

岡山県



目次

【告示】

液化石油ガス販売事業者の認定

保安林の指定

道路の区域変更

道路の供用開始

道路の占用を制限する区域の指定

大規模小売店舗の新設に関する届出の総

【公示】

覧

公共測量の実施

公共測量の終了

監理課

経営支援課

II II

道路整備課

消防保安課
治山課

担当課（室）

【海区漁業調整委員会】

岡山港港湾計画の変更

○ の開催

第五百五十四回岡山海区漁業調整委員会

会 海区漁業調整委員会

港湾課

目次

担当課（室）

令和八年一月十六日 岡山県公報 第12769号

◎岡山県告示第十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第二百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和八年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- | | |
|--|---------------|
| 一 液化石油ガス販売事業者の名称及び代表者の氏名
備南ガス株式会社 | 岡山県知事 伊原木 隆 太 |
| 二 液化石油ガス販売事業者の住所
岡山市北区檜津六一八番地の六 | 岡山県知事 伊原木 隆 太 |
| 三 保安確保機器の設置及び管理の方法
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第二号に掲げる方法 | 岡山県知事 伊原木 隆 太 |
| 四 認定年月日
令和八年一月六日 | 岡山県知事 伊原木 隆 太 |

令和8年1月16日 岡山県公報 第12769号

◎岡山県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和八年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

新見市豊永字山字家ノ上四九〇八の一、字大森畠四九二二一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字家ノ上四九〇八の一（次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3) (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

(4) 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次とのおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和8年1月16日 岡山県公報 第12769号

◎岡山県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

一 道路の種類 県道
二 路線名 岡山赤穂線
三 道路の区域

区		域	
旧	新	別	新旧
七・一 八・七	七・七 一〇・六	幅 (メートル)	員
一一九・〇	一一九・〇	延 (メートル)	長

赤磐市小瀬木二四八番地先から
赤磐市小瀬木二八九番五地先まで

赤磐市小瀬木二四八番地先から
赤磐市小瀬木二八九番五地先まで

赤磐市小瀬木二四八番地先から
赤磐市小瀬木二八九番五地先まで

令和八年一月十六日 岡山県公報 第12769号

◎岡山県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

県道 種 道 路 類 の	路 線 名	区 間	年 月 日 供 用 開 始
岡山赤穂線	赤磐市小瀬木二四八番地先から 赤磐市小瀬木二八九番五地先まで		
		区 間	年 月 日 供 用 開 始

令和八年1月16日 岡山県公報 第12769号

◎岡山県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道 岡山赤穂線	赤磐市小瀬木二四八番地先から 赤磐市小瀬木二八九番五地先まで	

二 占用の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日 令和八年一月十六日

令和8年1月16日 岡山県公報 第12769号

「一八」大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、
次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- | | |
|---|--|
| 1 | 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) 無印良品 総社
所在地 総社市井手字一本木一二五〇番一ほか |
| 2 | 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社仁科百貨店
住所 倉敷市水島東常盤町一〇番五号
代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名 |
| 3 | 株式会社良品計画
住所 東京都文京区後楽二丁目五番一号
代表者の氏名 代表取締役社長 清水 智
大規模小売店舗の新設をする日
令和八年八月三十一日 |
| 4 | 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百二平方メートル |
| 5 | 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の収容台数 四十五台
駐輪場の収容台数 三十五台
荷さばき施設の面積 三十五平方メートル
廃棄物等の保管施設の容量 六立方メートル |
| 6 | 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数 三箇所 |
| 7 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午前九時三十分から午後八時三十分まで
午前五時から午後十時まで
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午後八時 |

二 届出年月日

- 1 縦覧の期間
令和八年一月十六日から同年五月十六日まで

- 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業部企業誘致商工振興課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ

三 縦覧の期間及び場所

令和8年1月16日 岡山県公報 第12769号

〔一九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和八年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	測量期間
倉敷市連島町西之浦地内	公共測量（用地測量）	令和八年一月八日から同年三月三十一日まで

令和8年1月16日 岡山県公報 第12769号

〔二〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

倉敷市羽島地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和七年十二月十八日	終了年月日

令和8年1月16日 岡山県公報 第12769号

〔二二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
吉川地内 加賀郡吉備中央町	公共測量（用地測量）	
		令和七年十二月二十六日

令和8年1月16日 岡山県公報 第12769号

〔二二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
岡山市東区水門町 地内	公共測量（基準点測量）	
		令和七年十二月二十三日

令和8年1月16日 岡山県公報 第12769号

〔二三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域 笠岡市横島及び入江地内	測量の種類 公共測量（基準点測量）	終了年月日 令和七年十二月十八日
---------------------	----------------------	---------------------

令和8年1月16日 岡山県公報 第12769号

〔三四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
美作市白水地内	公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、現地測量及び路線測量）	令和七年十二月二十五日

令和8年1月16日 岡山県公報 第12769号

(三五)測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和八年一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
倉敷市真備町辻田 地内	公共測量(道路設計、基準点測 量、路線測量及び現地測量)	令和七年十二月十九日

令和8年1月16日 岡山県公報 第12769号

〔二六〕港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三の規定により、岡山港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

令和八年一月十六日

岡山港 港湾管理者 岡
代表者 岡山県知事 伊原木 山
太 県 隆

一 変更事項

- 1 福島地区における水域施設設計計画
- 2 水門湾地区における小型船だまり計画

二 変更後の港湾計画の縦覧場所

岡山県土木部港湾課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）

令和8年1月16日 岡山県公報 第12769号

◎岡山海区漁業調整委員会公示第一号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百五十四回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和八年一月十六日

岡山海区漁業調整委員会
会長井本瀧雄

一日時
令和八年一月二十七日（火）

午後二時から

場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

T E L（〇八六）二三二一一〇五一

三議題

第一号議案 海面区画漁業権の免許について

第二号議案 知事管理漁獲可能量の設定について

第三号議案 関係各連合海区漁業調整委員会について